

尼崎市内の共同住宅を所有・管理されている皆様へ

# 共同住宅のごみ置き場の 管理が義務となります



ごみの適正処理の推進や、地域の生活環境をまもるため、「尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」が改正され、**令和5年4月1日から**、共同住宅の所有者・管理者の皆様によるマンションのごみ置き場の適正管理が義務となります。

Q

どんな物件が対象となるの？

尼崎市にある共同住宅(一戸建て住宅以外の賃貸住宅や分譲住宅)が対象です。住戸数の制限はありません。



Q

誰がどんな義務を負うの？

共同住宅の所有者、管理組合、管理受託者の皆様は、尼崎市内で所有・管理している共同住宅について、次のことを行っていただく必要があります。

1. 当該物件の居住者に対し、ごみの分別ルールや正しい出し方を周知してください。
2. 当該物件のごみ置き場を清潔に保ち、適正な管理を行ってください。

例えば何をすればいいの？  裏面へ

尼崎市 経済環境局 環境部 資源循環課  
〒660-0842 尼崎市大高洲町 8 番地  
電話 06-6409-1341 / FAX 06-6409-1277



このチラシは資源としてリサイクルできます。

Q

これまでどんな問題があったの？



正しいごみ出しや管理が行き届いていないごみ置き場に対して、近隣の方から多くの苦情が寄せられています。  
また、カラスによるごみの散乱や、不適正なごみの放置により、近隣の生活環境の悪化につながっています。

Q

例えば何をすればいいの？

- 1** まずはごみ出しルールを知ってもらいましょう！ごみの収集日や出せる時間、分別方法などを居住者にお知らせしてください。

(例)・掲示板へのポスター掲示

・家庭ごみべんりちょうやチラシのポスティング など



- 2** ごみの散乱の原因になるカラス対策を行ってください。居住者にも対策方法をしっかり周知しましょう。

(例)・防鳥ネットを設置し、ネットに重し等をつける

・ごみ置き場に扉や蓋がある場合は、しっかり閉めるよう居住者へ周知する

・「燃やすごみ」を収集日以外に出さないよう居住者へ周知する など

- 3** 定期的に清掃するなど、こまめなお手入れが大切です。ごみ置き場を常に清潔に保ちましょう。



Q

市からの支援はあるの？

居住者にお知らせ・警告するためのポスター・チラシ案や、ごみの分け方・出し方をまとめた「家庭ごみべんりちょう」などを市ホームページで提供します。

※紙媒体でご入用の場合は、事前に必要部数をご連絡の上、資源循環課までお越しください。



尼崎のまちをきれいに保つため、共同住宅所有者・管理者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。